
鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要
領

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006年10月3日 達 第62号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

U1 通則

U1.2 復原性資料

U1.2.2 復原性計算機

-1.を次のように改める。

-1. 規則 U 編 1.2.2 にいう「復原性計算機」及び「取扱説明書」については、附属書 U1.2.2 「復原性計算機に関する検査要領」によること。この時、それぞれの船舶に搭載される復原性計算機のソフトウェアは、当該船舶に適用される復原性要件に応じて決定するものとし、原則として次のとおりとする。

- (1) (2)及び(3)に掲げるもの以外の船舶（例えば、規則 C 編 4.1.2(6)に規定する L_S が 80m 未満の乾貨物船、規則 V 編に規定する B-60 型又は B-100 型乾舷の指定を受ける船舶）については、個々の積付状態について非損傷時復原性要件の適合確認計算を行えるもの（タイプ 1）
- (2) 規則 C 編 4 章又は CS 編 4 章の区画に関する要件の適用を受ける船舶（(3)に掲げるばら積貨物船を除く。）については、前(1)の非損傷時復原性計算機能に加え、損傷時復原性要件による最小許容 G_0M 曲線等の制限値を表す図表又は承認時に確認されている積付状態の表示により損傷時復原性要件への適合が確認できるもの（タイプ 2）
- (3) タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船並びに規則 C 編 31A.2 の適用を受けるばら積貨物船であって個々の積付状態について規則 C 編 31A.2.1-2.の規定への適合を確認するものについては、前(1)の非損傷時復原性計算機能に加え、個々の積付状態について損傷時復原性要件の適合確認計算を行えるもの（タイプ 3）

附 則

1. この達は、2006年10月3日から施行する。